

議案第六十二号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月二十五日

提出者 港区長 清 家 愛

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年港区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第六項中「若しくは」を「、」に改め、「いう。」の下に「若しくは認証保育所（東京都認証保育所事業実施要綱（平成十三年五月七日付十二福子推第千百五十七号）に規定する認証保育所をいう。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

児童発達支援センターの職員の配置基準を緩和するため、本案を提出いたします。